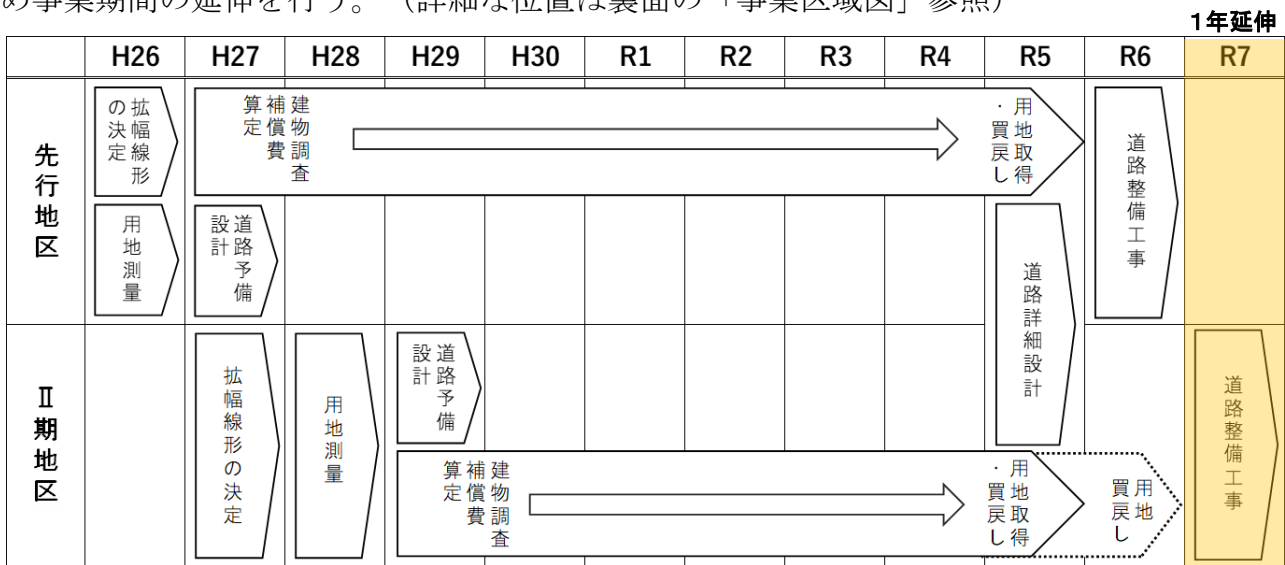


主要生活道路拡幅事業(大谷ロー丁目)の事業期間延伸について

主要生活道路拡幅事業に係る事業期間について、令和6、7年度道路整備工事とするため事業期間の延伸を行う。(詳細な位置は裏面の「事業区域図」参照)



1 主要生活道路拡幅事業

(1) 位置

大谷ロー丁目北部の都市計画道路補助第26号線から千川上水に向かう南北約370mの道路(現況約4m幅員)

(2) 事業期間

旧事業期間：平成25年度～令和6年度

新事業期間：平成25年度～令和7年度

(3) 事業概要及び延伸理由

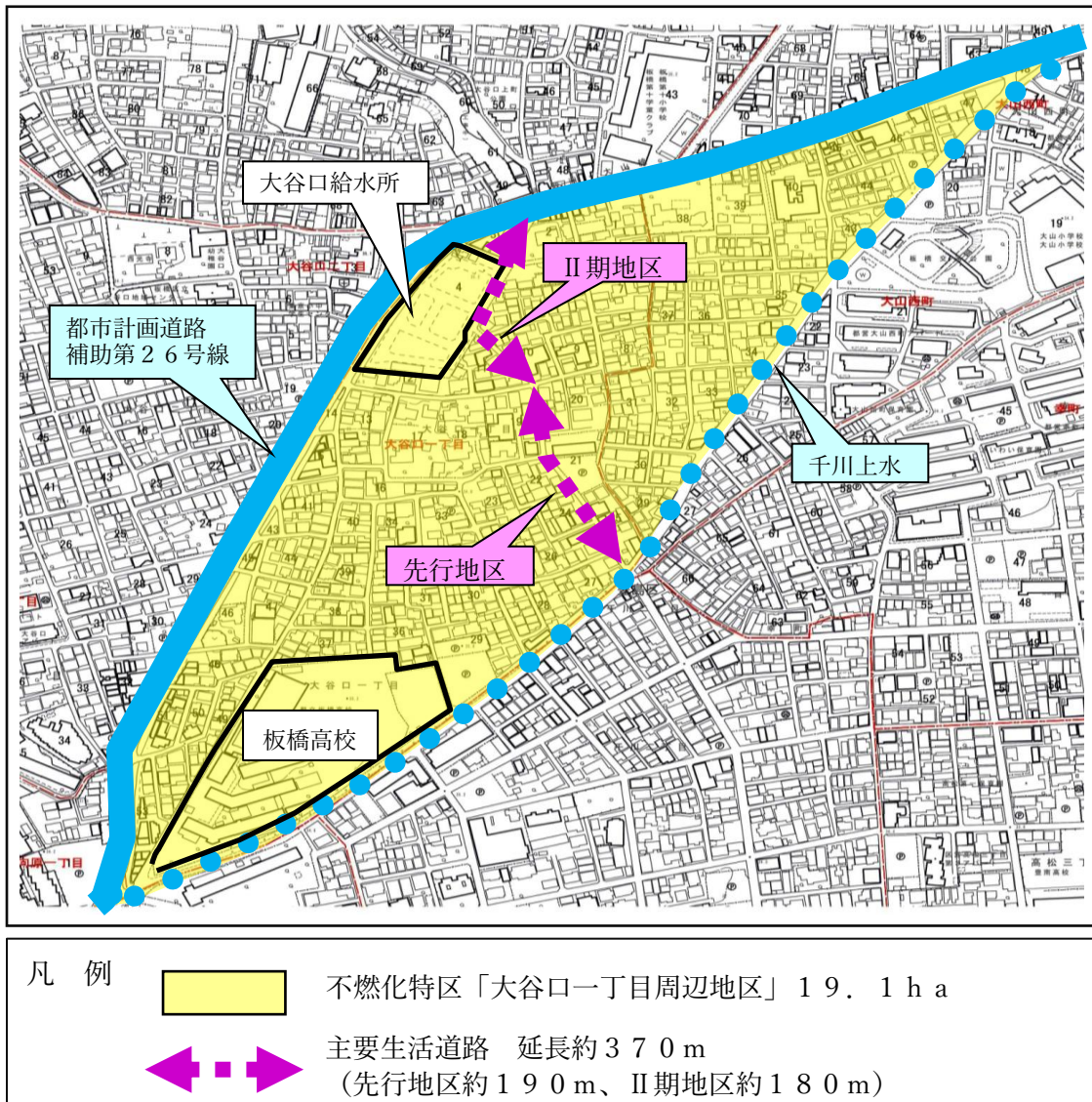
大谷口地区では、密集市街地の改善を目的とした密集市街地整備事業の中で、平成5年度に「住宅市街地整備計画」を策定し、主要生活道路の拡幅事業を位置づけた。

本事業は、既存幅員約4mの道路等を用地取得により(現在用地取得率91.5%)、幅員6mに拡幅整備を行い、ミニ延焼遮断帯の形成及び消防活動困難区域の解消等の防災性の向上を図る事業である。

平成25年度から東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」による「不燃化特区」の指定を受け、そのコア事業として主要生活道路の拡幅事業に着手した。令和2年度に5年間の事業延伸を行い、現在の事業期間は令和6年度末までである。

令和5年度に道路詳細設計や関係機関協議を進める中で、新たな工事内容である路床改良や補助第26号線の歩道の切り開きが必要となり、単年度では工事を完了することができないと判明したため、事業期間を1年間延伸する。なお、令和6年度は、用地買戻し及び道路拡幅整備工事(先行地区)、令和7年度は、道路拡幅整備工事(Ⅱ期地区)の実施を予定している。

2 事業区域図



3 老朽建築物の建替え助成等(事業期間延伸なし)

(1) 位置

都市計画道路補助第26号線と千川上水に囲まれた不燃化特区「大谷口一丁目周辺地区」の区域。(上記「事業区域図」参照)

(2) 事業期間

事業期間：平成26年度～令和7年度 (既定期間)

(3) 事業概要

不燃化特区エリア内において、不燃領域率70% (地区内の燃えにくさを示す指標) の達成を目標とし、老朽木造住宅を耐火・準耐火建築物等への建替え助成を行う事業である。